

【重要】JASSO 奨学金継続手続き

日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与・給付を受けている学生が翌年度も継続して貸与を受けするためには、年に一度「奨学金継続願」の提出が必要です。

対象者は、配付期間内に必ず法学部学事担当窓口で学生証を提示して必要書類を受け取り、提出（入力）期限までに、手続きをしてください。実家に帰省している等の理由で窓口に来られない学生は、学事担当（gakuji@juris.hokudai.ac.jp）にメールをすること。メールには、①学生番号・氏名 ②窓口に来られない理由 を記載すること。

記

【対象者】

法学部 2～3 年生／大学院法学研究科・公共政策教育部所属の日本学生支援機構奨学生（最終年次を除く）

※現在奨学金が休止・貸与型奨学金受給者で奨学金停止中の方は、お渡りする書類があるので別途連絡します。

※「緊急特別無利子貸与型奨学金」採用者は、継続願による継続はできません。

※2021 年 3 月満期者、11 月以降に奨学生として採用された（初回振込が 11 月以降である）方は対象外

【書類配付期間】

令和 3 年 1 月 4 日（月）～令和 3 年 1 月 27 日（水）

※土・日・祝は配付できません。

【「奨学金継続願」の提出（入力）期限】

令和 3 年 2 月 10 日（水）【厳守】

【注意事項】

①期限までに「奨学金継続願」を提出（入力）しない場合、いかなる理由があっても、【貸与奨学金は「廃止」】【給付奨学金は「停止」】となりますので、注意してください。

②給付奨学金（旧制度）を受けている者は、証明書類の提出が必要となりますので、注意してください。

令和 3 年 1 月 4 日

法学研究科・法学部 学事担当